

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月22日
【会社名】	テクセンドフォトマスク株式会社
【英訳名】	Tekscend Photomask Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-5418-3905(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-5418-3905(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年9月4日開催の当社取締役会において、当社普通株式に係る投資家の需要の状況に関する調査を行うことを目的として、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。))に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)の機関投資家を中心に相対的に価格算定能力が高いと推定される投資家に対して、当該海外市場における当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。))に係る勧誘を行うことについて決議し、これに従って海外売出しに係る勧誘が開始されましたので、2025年9月4日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を、2024年9月12日付で金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用される同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書をそれぞれ提出しておりますが、2025年9月22日開催の当社臨時取締役会において、海外売出しについて決議し、これに従って海外売出しが開始されましたので、これらに関する事項を訂正するとともに、当該決議に係る議事録を提出するため、また、海外売出しに係る英文仮目論見書及びその抄訳を提出するため、同法第24条の5第5項及び同項において準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

また、別添のとおり、2025年9月22日付の当社取締役会議事録の写し並びに英文仮目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。

(2) 売出株式数

(訂正前)

未定(注) 海外売出しと同時に、当社の株主が所有する当社普通株式の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。))が行われる予定であります。本臨時報告書提出日時点において、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数(以下「総売出株式数」という。))並びにその内訳となる引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数及び海外売出しに係る売出株式数は上場承認日(2025年9月から2026年3月までの間のいずれかの日を予定。以下同じ。))に開催予定の当社取締役会で承認される予定でありますが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日(2025年10月から2026年4月までの間のいずれかの日を予定。以下同じ。))に決定される予定であります。また、総売出株式数については、仮条件決定日(2025年9月から2026年3月までの間のいずれかの日を予定。以下同じ。))に開催予定の当社取締役会において変更される可能性があります。

(訂正後)

18,220,900株(予定)

(注) 海外売出しと同時に、当社の株主が所有する当社普通株式14,390,100株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。))が行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数(以下「総売出株式数」という。))は32,611,000株の予定であり、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数14,390,100株、海外売出しに係る売出株式数18,220,900株の予定でありますが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定であります。また、総売出株式数については、2025年9月30日開催予定の当社取締役会において変更される可能性があります。

(3) 売出価格

(訂正前)

未定

(需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、売出価格決定日に決定される予定であります。)

(訂正後)

未定

(需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2025年10月8日に決定される予定であります。)

(4) 引受価額

(訂正前)

未定

(需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、売出価格決定日に決定される予定であります。なお、引受価額とは、売出人が下記(9)記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。)

(訂正後)

未定

(需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2025年10月8日に決定される予定であります。なお、引受価額とは、売出人が下記(9)記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。)

(8) 売出人の名称

(訂正前)

未定

(訂正後)

Iceインテグラル2投資事業有限責任組合

Infinity Gamma Ice L.P.

Initiative Delta Ice L.P.

Insight Beta Ice L.P.

Innovation Alpha Ice L.P.

(9) 引受人の名称

(訂正前)

Morgan Stanley & Co. International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

Nomura International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

SMBC Bank International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

(上記3社の記載順はアルファベット順によります。)

Merrill Lynch International(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

(訂正後)

Morgan Stanley & Co. International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Nomura International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
SMBC Bank International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
(上記3社の記載順はアルファベット順によります。)
Merrill Lynch International(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Mizuho International plc(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Daiwa Capital Markets Europe Limited(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
Jefferies International Limited(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
UBS AG London Branch(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)
CLSA Limited(共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

(11)受渡年月日

(訂正前)

2025年10月から2026年4月までの間のいずれかの日を予定

(訂正後)

2025年10月16日

(13)その他の事項

(訂正前)

(イ)当社の発行済株式総数及び資本金の額(2025年9月4日現在)

発行済株式総数	普通株式	92,291,220株
資本金の額		400百万円

(ロ)海外売出しと同時に、日本国内における募集(以下「国内募集」という。)及び引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定であります。かかる国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、上限株式数を定めて、S M B C 日興証券株式会社が当社の株主から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。

なお、当社は、当社普通株式に係る投資家の需要の状況に関する調査を行うことを目的として、機関投資家を中心に相対的に価格算定能力が高いと推定される投資家に対して、上記の国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る勧誘を行うために、関東財務局長に対して2025年9月4日付で有価証券届出書を、2025年9月12日付で有価証券届出書の訂正届出書を、それぞれ提出しております。

国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止される予定です。

また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止される予定です。

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc(五十音順による。)及びBofA証券株式会社であります。

(ハ)当社は、上記(9)記載の引受人に対し、海外売出しに係る売出株式のうち、その一部を当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請する予定であります。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
Qatar Holding LLC	上記(2)記載の海外売出しに係る売出株式のうち、取得金額8,000百万円に相当する株式数を上限	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

(訂正後)

(イ)当社の発行済株式総数及び資本金の額(2025年9月22日現在)

発行済株式総数 普通株式 92,291,220株

資本金の額 400百万円

(ロ)海外売出しと同時に、日本国内における募集(以下「国内募集」という。)及び引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定であります。かかる国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、5,941,600株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。

なお、当社は、上記の国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しについて関東財務局長に対して本日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出しております。

国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止されます。

また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc(五十音順による。)及びBofA証券株式会社であります。

(ハ)当社は、上記(9)記載の引受人に対し、海外売出しに係る売出株式のうち、その一部を当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請しております。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

当社が上記(9)記載の引受人に要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	Qatar Holding LLC
	所在地	c/o Qatar Investment Authority, Ooredoo Tower (Building 14) Al Dafna Street (Street 801), Al Dafna (Zone 61), Doha, Qatar
	代表者の役職及び氏名	Ahmad Mohammed Al-Khanjji, Director
	事業の内容	投資業
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d. 親引けしようとする株式の数		未定(海外売出しに係る売出株式のうち、取得金額8,000百万円に相当する株式数を上限として、2025年10月8日(売出価格決定日)に決定される予定)
e. 株券等の保有方針		中長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は、親引け先が、反社会的勢力との間で資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、並びに反社会的勢力が経営に関与していないことを確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

株券等の譲渡制限

当社は、親引け予定先であるQatar Holding LLCに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の日(当日を含む。)までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れるよう要請を行っております。

販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定の上記(3)記載の海外売出しに係る売出株式の売出価格と同一となります。

株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。

以上